

# 地方議会議員年金制度の意義・性格

出典：地方議会議員年金制度検討会報告(H21.12.21)

## (地方議会議員互助年金法の目的)

昭和36年に議員立法により制定された地方議会議員互助年金法の目的は、「地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度」を設けようとするものとされており、まずは任意加入の互助年金として位置付けられたところである。

地方議会議員互助年金法においては、「将来とも永続する互助年金とすべく確固たる法の裏付けをするため、地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、それに統合すること」とされており、同法附則第4項において、その旨規定されたところである。

## (地方公務員共済組合法への移行)

昭和37年に地方公務員共済組合法に移行した際には、国会議員互助年金法に準じた制度とするため、強制加入の制度とするとともに、掛金のみで給付を賄いきれない場合には、公費負担をする規定を設けることとしたものの、その意義(性格)については、互助年金的な位置づけを変更しなかったところである。

## (国会議員互助年金法の目的)

一方、昭和33年に制定された国会議員互助年金法(平成18年4月廃止)については、「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して、国会法(昭和22年法律第79号)第36条の規定に基づき定めるものとする。」と規定されており、「退職金」としての位置付けがなされていたところである。

## (公的年金制度との関係)

また、地方議会議員年金は、国民年金や厚生年金と重複加入が可能であることを踏まえれば、強制加入ではあるものの、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないものと考えられる。

## (地方議会議員年金の性格)

以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であるとこれまで位置付けられてきたところ。

一方で、地方議会議員年金制度検討会においては、地方議会議員年金の意義・性格を検証するための調査を行ったが、

- ① 議員年金受給者実態調査の結果から、議員年金が年金受給者の総収入の約四分の一を占めること
- ② 被用者年金に加入している者の割合は約四分の一であること

により、実態面から、地方議会議員年金が議員退職後の老後の生活を保障する側面も有していると考えられるところ。